

食の安全 「基本のお話」

第59回

ゲノム編集技術応用食品



厚生労働省から、「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱い（案）」が示されました。

取扱い（案） 1月17日



この取扱い（案）に対して、
いずみ市民生協は意見書を
提出しました。

意見書 2月19日



〈意見書のポイント〉

1. 消費者の多くは、ゲノム編集技術をよく理解
しておらず、健康被害を心配しています。

2. ゲノム編集応用食品のすべてを、食品安全行
政のもとリスク管理された食品として、流通
させてください。

① 現在開発中のゲノム編集技術応用食品は、
ほぼ「導入遺伝子およびその一部が残存しな
い技術」で開発されています。今回の取扱い
（案）では、ゲノム編集応用食品のほぼすべ
てが、安全性評価不要となっています。

② 安全性評価は、アレルゲンや毒性物質の発
生・増強を生じない等、ヒトの健康に悪影響
を及ぼすことがないことを、個々の開発商品
ごとに検討すべきです。

③ 届出が義務化されないことに、疑問を感じます。

3. ゲノム編集技術応用食品が流通する前に、時間
をかけて、消費者・研究開発者とコミュニケー
ションを取ってください。

4. 消費者が正しく選択できるような表示のしく
みを検討してください。

〈取扱い（案）の概要〉

(1) 導入遺伝子およびその一部が残存するものは、
遺伝子組換え食品に該当する。

定められた安全性審査の手続きを経なければ
ならない。

(2) 導入遺伝子およびその一部が残存しないもの
は、遺伝子組換え食品に該当
しない。

情報提供（届出）を求め、一
部公表する。ただし、届出は
義務化しない。



(1) いずみ市民生協は、ゲノム編集技術応用食品
を、消費者が安心して利用、あるいは選択で
きるしくみとルールが必要だと考えます。
2018年度から、消費者の立場で「科学技
術コミュニケーション活動（共に考えるゲノム
編集の未来）」に参加しています。

ゲノム編集の未来を考える会



(2) 今回、ゲノム編集技術そのものの可否ではなく、
食品としての取扱いに当たり、最低限必要と
考えられる点に絞って意見を述べました。